

○小金井市防犯活動に対する防犯資機材支給要綱

小金井市防犯活動に対する防犯資機材支給要綱

平成16年12月 1日

制定

(目的)

第1条 この要綱は、市内で自主的に防犯にかかわるパトロール活動を実施する団体等の活動を支援するため、必要な防犯資機材を支給することにより、もって市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(支給対象)

第2条 防犯資機材の支給対象は、次の各号の要件をいずれも備える団体等とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 原則として月に2回以上かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行う団体等であること。
- (2) 活動の目的が市民の安全で安心なまちづくりに寄与するものであって、営利を目的としたものでないこと。
- (3) 原則として構成員が10人以上で、かつ、その過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。

(支給する防犯資機材)

第3条 市が支給する防犯資機材は、次に掲げるものとし、支給数は市の定める予算の範囲内で市長が認めた数量とする。

- (1) パトロール用ベスト
- (2) パトロール用帽子
- (3) 腕章
- (4) たすき
- (5) 自転車用防犯パトロール表示
- (6) 合図灯
- (7) その他市長が必要と認める防犯資機材

(支給申請)

第4条 防犯資機材の支給を受けようとする団体等は、防犯活動実施団体等資機材支給申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、防犯資機材の支給を決定し、防犯活動実施団体等資機材支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(防犯資機材の用途の制限)

第6条 支給された防犯資機材は、原則として、防犯パトロール活動以外の目的に使用してはならない。

(防犯資機材の返却)

第7条 市長は、防犯資機材の支給を受けた団体等(以下「資機材支給団体等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消し、支給した防犯資機材を返却させることができる。

- (1) 資機材支給団体等が解散し、又は防犯パトロール活動が引き続き6か月以上行われていないとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により申請がなされたことが判明したとき。
- (3) 防犯パトロール活動以外の目的に防犯資機材を使用したとき。

(活動報告)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、資機材支給団体等に対し、随時その活動内容の報告又は活動計画書の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

様式第1号

(第4条関係)

様式第2号

(第5条関係)